令和２年組合議会２月定例会（令和２年２月19日）

上尾桶川伊奈衛生組合
議会会議録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和２年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会２月定例会

目　　　　　次

招集告示……………………………………………………………………………… 1

応招・不応招議員…………………………………………………………………… 2

議　　　　　事

２月１９日（水）

○議事日程…………………………………………………………… 3

○出席議員…………………………………………………………… 4

○欠席議員…………………………………………………………… 4

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人………… 4

○職務のため議場に出席した人…………………………………… 5

○開会及び開議の宣告……………………………………………… 6

○会議録署名議員の指名…………………………………………… 6

○会期の決定………………………………………………………… 6

○議事日程の報告…………………………………………………… 6

○諸報告……………………………………………………………… 6

○提出議案の報告及び上程………………………………………… 7

○提出議案の説明…………………………………………………… 7

○衛生組合事務に対する一般質問…………………………………20

○提出議案に対する質疑、討論、採決……………………………25

○議員派遣の件………………………………………………………35

○管理者の挨拶………………………………………………………36

○閉会の宣告…………………………………………………………36

○　招　集　告　示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第２号

令和２年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会２月定例会を次のとおり招集する。

令和２年２月１２日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者　　小　野　克　典

１　日　　時　　令和２年２月１９日（水）　午前１０時
２　場　　所　　上尾、桶川、伊奈衛生組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１２名）

１番	砂　川　和　也　議員	２番	星　野　良　行　議員
３番	武　藤　倫　雄　議員	４番	平　田　通　子　議員
５番	坂　本　敏　治　議員	６番	井　上　　　茂　議員
７番	加　藤　ただし　議員	８番	渡　辺　綱　一　議員
９番	仲　又　清　美　議員	１０番	五　味　雅　美　議員
１１番	北　村　あやこ　議員	１２番	道　下　文　男　議員

不応招議員（なし）

２　月　定　例　会

第　１　日

令和２年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会２月定例会　第１日

令和２年２月１９日（水曜日）

〇議　事　日　程

第１　開　　会

第２　開　　議

第３　会議録署名議員の指名

第４　会期の決定

第５　諸 報 告

第６　提出議案の報告及び上程

第７　提出議案の説明

第８　衛生組合事務に対する一般質問

第９　提出議案に対する質疑

第10　討　　論

第11　採　　決

第12　議員派遣の件

第13　閉　　会

○出席議員（１２名）

１番	砂	川	和	也	議員
２番	星	野	良	行	議員
３番	武	藤	倫	雄	議員
４番	平	田	通	子	議員
５番	坂	本	敏	治	議員
６番	井	上		茂	議員
７番	加	藤	ただし		議員
８番	渡	辺	綱	一	議員
９番	仲	又	清	美	議員
１０番	五	味	雅	美	議員
１１番	北	村	あやこ		議員
１２番	道	下	文	男	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

管理者	小	野	克	典	君
副管理者	畠	山		稔	君
副管理者	大	島		清	君
会計管理者	安	田	直	弘	君
組合事務局長	知	久	行	洋	君
組合副局長	折	原	和	彦	君
組合事務局次長	稲	垣	達	也	君
組合事務局次長	大	野		優	君
参与	柳	下	貴	之	君
参与	金	子	由	則	君
参与	藤	村	伸	一	君
参与	木	村	一	弘	君

参　　与　天　沼　貞　良　君

参　　与　久　木　　　正　君

○職務のため議場に出席した人

書　記　長　石　井　孝　浩　君

書　　記　星　井　智　也　君

午前１０時００分　　開　会

△開会及び開議の宣告

○議長（星野良行議員）　皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、３月定例会を間近に控え、何かと御多用のところ、御健勝にて本定例会に御参集を賜り、誠にありがとうございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和２年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会２月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△会議録署名議員の指名

○議長（星野良行議員）　これより議事に入ります。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

４番　　平　田　通　子　議員

９番　　仲　又　清　美　議員

以上、２名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（星野良行議員）　次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員）　御異議なしと認め、本定例会の会期は、本日１日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長（星野良行議員）　なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配布しておきましたので、御了承願います。

△諸報告

○議長（星野良行議員）　この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めておりますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配布しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

△提出議案の報告及び上程

○議長（星野良行議員）　次に、本定例会に管理者から第１号議案から第４号議案までの議案４件の提出がありましたので、御報告いたします。

なお、議案はお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（星野良行議員）　次に、本定例会に管理者から提出されました第１号議案から第４号議案までの議案４件を一括して議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

管理者。

〔管理者　小野克典君　登壇〕

○管理者（小野克典君）　おはようございます。

本日ここに令和２年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会２月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本定例会において御審議をいただきます第１号議案から第４号議案までにつきまして、順次その概要を説明させていただきます。

初めに、第１号議案　上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、議会の議員、管理者及び副管理者の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第２号議案　上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告等に準じて、職員の給料、勤勉手当等を改定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第３号議案　令和元年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第２回）でご

ざいますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億2,821万9,000円としたいので、御提案を申し上げるものでございます。

次に、第４号議案　令和２年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出ともに３億800万円とするものでございます。前年度より348万円、率にいたしまして1.1％の減額予算としたところでございます。

予算編成に当たっては、当組合の一般会計の主たる財源が構成市町の負担金であり、経済情勢や構成市町の財政状況を十分認識し、健全な財政運営を実行する必要が生じることから、持続可能な組合運営を基本的なコンセプトとして、最少の経費で最大の効果を上げる財政運営に徹しまして、将来にわたる事業運営の効率化及び合理化をより一層向上させることを基本的な考え方といたしました。

以上で私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（星野良行議員）　続いて、当局からの細部説明を求めます。

事務局長。

〔組合事務局長　知久行洋君　登壇〕

○組合事務局長（知久行洋君）　改めまして、おはようございます。

それでは、第１号議案から第４号議案につきまして、順次補足説明をさせていただきます。

初めに、第１号議案　上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、職員の給与改定に準じて人事院勧告等を踏まえ、一般職の期末勤勉手当の支給月数の改定と連動して、議会の議員、管理者及び副管理者の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものでございます。

この条例の全体構成といたしましては、一部改正をする条例が４つございますので、順次御説明をさせていただきます。

初めに、議案１ページの第１条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。例規集では1,231ページからとなります。

新旧対照表の第５条第２項において、令和元年12月に支給した議会の議員の期末手当の支給割合を現行の100分の222.5から100分の227.5に改定し、年間では100分の450とするもので

ございます。

次に、議案１ページから２ページにございます第２条は、第１条と同じく、上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございますが、こちらは議案書の２ページの新旧対照表の第５条第２項において、令和２年度以降の議会の議員の期末手当の支給割合を６月と12月で平準化するため、100分の227.5から100分の225に改定するものでございます。

続きまして、議案２ページの第３条は、上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部改正でございます。例規集では1,301ページからとなります。

新旧対照表の第２条第２項において、令和元年12月に支給した管理者及び副管理者の期末手当の支給割合を現行の100分の222.5から100分の227.5に改定し、年間では100分の450とするものでございます。

次に、議案３ページの第４条は、第３条と同じく、上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例の一部改正でございますが、こちらは新旧対照表の第２条第２項において、令和２年度以降の管理者及び副管理者の期末手当の支給割合を６月と12月で平準化するため、100分の227.5から100分の225に改定するものでございます。

続きまして、３ページから４ページの附則の内容でございますが、第１項は、施行期日の規定となりまして、この条例につきましては公布の日から施行いたしますが、令和２年度以降の改定規定であります改正条例第２条及び第４条につきましては、施行期日を令和２年４月１日からとするものでございます。

次に、第２項の期末手当の改定は、令和元年12月１日から適用するものでございます。

次に、第３項は、この条例による改正前に支給された令和元年12月に支払われた期末手当については、この条例による改正後の規定に基づいて支払われた手当の内払いとみなし、差額分のみを追加支給するための規定でございます。

以上で第１号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第２号議案　上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、人事院勧告等に準じて職員の給料、勤勉手当等を改定したいので、この案を提出するものでございます。

その具体的な内容につきましては、第２号議案　補足資料１ページを御覧いただきたいと存じます。

人事院及び埼玉県における給与勧告の概要及び当組合の給与改定の考え方となっております。

国、埼玉県、上尾、桶川、伊奈衛生組合の改定内容を一覧表にまとめたものでございます。

２ページから４ページにつきましては、新旧の給料表を掲載させていただいたものでございます。

令和元年度の上尾、桶川、伊奈衛生組合の給与改定に当たりましては、人事院及び埼玉県人事委員会の勧告内容に準じまして、月例給、勤勉手当の引き上げ及び住居手当の見直しを実施することとしたものでございます。また、地方公務員法の改正に伴い、失職規定の削除が行われたため、それを踏まえ所要の改正を行うこととしたものでございます。

今回の給与改定につきまして、大きく分けて３点ございますので、御説明させていただきます。

１点目は、月例給の引き上げでございまして、給料表の改定率を平均0.1％とし、平成31年４月にさかのぼって適用するものでございます。

２点目といたしましては、勤勉手当の引き上げでございまして、再任用職員以外の職員において、支給月数を0.05月引き上げて、期末手当を含めた年間支給月数を4.45月から4.5月とするもので、令和元年12月から適用するものでございます。あわせまして、令和２年６月から支給する勤勉手当の支給月数の平準化を行うものでございます。

３点目といたしましては、住居手当制度の改定でございまして、借家・借間に係る手当の支給対象となる家賃額の下限を１万6,000円に引き上げるとともに、民間の家賃状況等を踏まえ、手当額の上限を２万8,000円に引き上げるものでございます。さらに持ち家に係る住居手当を廃止するものでございます。

また、失職規定の削除につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法が改正され、欠格事項から成年被後見人、または旧保佐人が削除されたことに伴い、引用しております該当箇所を削除するものでございます。

続きまして、議案の内容について順次御説明させていただきます。例規集では1,326ページからとなります。

それでは、議案書の新旧対照表の内容について御説明させていただきます。

初めに、議案書１ページ、第１条についてでございますが、新旧対照表の第17条の４第１項及び第４項におきましては、欠格条項のうち成年被後見人、または被保佐人に該当して失職する規定を削除するものでございます。

次に、第17条の５第１項第２号におきましても失職する規定の削除に関するものでございます。

次に、第17条の７第１項及び第２項第１号におきましても失職する規定の削除に関するものでございます。

あわせまして、第17条の７第２項第１号におきましては、12月に支給する再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月数を現行の100分の92.5から100分の97.5に引き上げるものでございます。

次に、第18条第６項におきましては、こちらも失職する規定の削除に関するものでございます。

続きまして、議案書３ページの改正条例第２条でございますが、別表給料表を改めるもので、議案書４ページから６ページに改定後の給料表を掲載しております。今回の給与改定による平均改定率は0.1％となるものでございまして、年齢が低い職員のほうが多くなってございます。

続きまして、議案書７ページの改正条例第３条でございますが、先ほどの改正条例第１条と同じく、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表第９条の３第１項及び第２項においては、先ほど御説明をさせていただきました住居手当制度の改定でございまして、借家・借間に係る手当の支給対象となる家賃額の下限を１万6,000円に引き上げるとともに、民間の家賃状況等を踏まえ、手当額の上限を２万8,000円に引き上げるものでございます。さらに持ち家に係る住居手当を廃止するものでございます。

次に、第17条の７第２項第１号において、令和２年度以降の当組合の再任用職員以外の職員の勤勉手当を平準化するため、６月に支給する場合は100分の92.5、12月に支給する場合は100分の97.5から100分の95に改定するものでございます。

最後に、８ページから10ページの附則の内容でございますが、第１項は、施行期日の規定となりまして、この条例につきましては公布の日から施行いたしますが、令和２年度以降の改正規定であります改正条例第３条につきましては、施行期日を令和２年４月１日からとするものでございます。

次に、第２項は、第２条の給料表の改定は平成31年４月１日から適用し、勤勉手当の改定は令和元年12月１日から適用するものでございます。

次に、第３項は、この条例による改正前に支給された平成31年４月１日以降に支払われた給与については、この条例による改定後の規定に基づいて支払われた給与の内払いとみなし、差額分のみを追加支給するための規定でございます。

次に、第４項は、借家・借間に係る住宅手当に関する経過措置でございまして、補助対象の家賃の下限の引き上げに伴い減額となる職員については、令和２年度から２年間減額分を保証するための規定でございます。

次に、第５項は、持ち家に係る住居手当に関する経過措置でございまして、手当の廃止に伴い対象となる職員については、段階的な削減を図るものでございます。

以上で第２号議案の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第３号議案　令和元年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第２回）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、年度末に当たり、歳入歳出について最終的な調整を行った結果に基づき補正をお願いするものでございます。

１ページを御覧いただきたいと存じます。

令和元年度上尾、桶川、伊奈衛生組合の一般会計補正予算（第２回）は、次に定めるところによるということで、第１条　歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億2,821万9,000円とするものでございます。

第２項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正によるということでございます。

次の２ページ及び３ページでございますが、第１表　歳入歳出予算補正となっておりますが、詳細につきましては６ページ以降の事項別明細書で御説明をさせていただきます。

８ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、６款諸収入、２項雑入、２目弁償金２万9,000円につきましては、原子力事故に伴う東京電力ホールディングス株式会社からの損害賠償金を新たに計上するものでございます。

次に、９ページをお開きいただきたいと存じます。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正前の額１億2,802万4,000円に補正額54万円を増額いたしまして、計１億2,856万4,000円とするものでございます。

２節給料８万円を増額いたしまして、累計4,007万1,000円とするものでございます。職員の昇格等により不足額が生じたものでございます。

次に、３節職員手当等46万円の増額につきましては、令和元年人事院勧告に伴い、特別職期末手当、一般職分の地域手当、勤勉手当及び職員の昇格による管理職手当等にそれぞれ不足額が生じたことにより増額するものでございます。

次に、５款予備費、１項予備費、１目予備費、補正前の額1,695万6,000円から51万1,000円を減額いたしまして、1,644万5,000円とするものでございます。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、２節給料及び３節職員手当等に不足が生じたことによりまして予備費より充当するものでございます。

以上で、第３号議案の補足説明とさせていただきます。

続きまして、第４号議案　令和２年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の１ページを御覧いただきたいと存じます。

令和２年度上尾、桶川、伊奈衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによるということで、第１条　歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３億800万円と定めるものでございます。

第２項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表　歳入歳出予算によるということでございます。

第２条　一時借入金でございますが、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3,000万円と定めるというものでございます。

次の２ページ及び３ページでございますが、第１表　歳入歳出予算となっておりますが、詳細につきましては、６ページ以降の事項別明細書により御説明をさせていただきたいと存じます。

６ページ及び７ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出予算事項別明細書、１、総括でございまして、６ページは歳入、７ページは歳出となってございます。

本年度予算額３億800万円、前年度予算額３億1,148万円、比較いたしますと348万円の減額でございまして、率にいたしますと1.1%の減額予算となったところでございます。

続きまして、８ページ及び９ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入でございますが、１款分担金及び負担金、１項負担金、１目組合市町負担金でございます。本年度予算額２億9,215万8,000円、前年度比較24万2,000円の減額でございまして、率にいたしますと0.08%の減でございます。各市町の負担割合につきましては、組合規約第13条第２項の規定によりまして、令和２年１月１日現在の人口を基準に算定しております。各市町の負担割合につきましては、参考資料として負担金比較表を配布させていただいておりますので、御覧いただきたいと存じます。

上尾市でございますが、人口22万8,779人、負担割合65.5587％、負担額１億9,153万5,000円でございます。桶川市でございますが、人口７万5,359人、負担割合21.5948％、負担額は6,309万1,000円でございます。伊奈町でございますが、人口４万4,830人、負担割合12.8465％、負担額3,753万2,000円でございます。さらに下段には、本年度と前年度との比較表がございますので、参考にしていただきたいと存じます。

予算説明書の８ページにお戻り願いたいと存じます。

次に、２款使用料及び手数料、１項使用料、１目財産使用料でございますが、これは自動販売機設置に伴う使用料でございまして、行政財産の使用料に関する条例第２条の規定により計上したところでございます。

次に、２項手数料、１目処理手数料でございますが、本年度のし尿等の搬入量を令和元年度の状況を踏まえ２万7,000トンと見込み、手数料条例第３条の規定により計上したところでございます。

次に、３款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金でございますが、財政調整基金の運用利子でございます。

次に、４款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金でございますが、科目設定でございます。

続きまして、９ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、５款繰越金でございますが、令和元年度からの繰越金として収入するものでございます。

次に、６款諸収入でございますが、１項組合預金利子を計上したところでございます。

次に、２項雑入でございますが、本年度予算額９万5,000円で、前年度比較２万6,000円の増額でございます。職員駐車場駐車料10台分及び雇用保険料個人負担分として３名分を計上したところでございます。

続きまして、10ページ及び11ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、１款議会費、１項議会費、１目議会費でございます。本年度予算額649万7,000円でございます。前年度比較７万4,000円、1.1％の減額となったところでございます。

初めに、１節報酬及び３節職員手当等でございますが、条例に基づく額で計上したところでございます。

次に、８節旅費でございますが、本年度予算額84万5,000円、前年度比較３万円の減額でご

ざいます。減額の理由といたしましては、議会開催回数を前年度４回から本年度３回予定いたしましたことから、議会開催回数１回分の費用弁償の減額によるものでございます。

次に、９節交際費、10節需用費及び13節使用料及び賃借料につきましては、前年度と同額を計上させていただいたところでございます。

次に、12節委託料でございますが、本年度予算額38万円、前年度比較６万円の減額でございます。減額の理由といたしましては、先ほど８節旅費の議会開催回数の御説明をさせていただきましたが、議会開催回数１回の減に伴います会議録作成委託によるものでございます。

続きまして、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費でございますが、本年度予算額１億2,410万円、前年度予算額１億2,802万4,000円、前年度比較392万4,000円でございまして、率にいたしまして3.1％の減額となったところでございます。

初めに、１節報酬でございますが、行政不服審査会委員報酬及び情報公開・個人情報保護審議会委員報酬として前年度と同額を計上したところでございます。

次に、２節給料でございますが、特別職につきましては、条例に基づく額で計上させていただいております。また、一般職につきましては、定期昇給額を考慮いたしました額及び職員８名、再任用職員３名分を計上したところでございます。

当組合の給与の状況につきまして御説明させていただきます。

予算書18ページをお開き願いたいと思います。

下段（３）給料及び職員手当等の状況、ア、職員１人当たりの給与を御覧いただきたいと存じます。

令和２年１月１日現在の平均年齢でございますが、一般行政職が47.71歳、現業職が56歳で、平均給料月額は一般行政職が37万5,000円、現業職が37万7,767円でございます。一般職と現業職合わせた職員10名の平均年齢は51.9歳と高い状況にございます。

次に、予算書10ページにお戻りいただきたいと存じます。

10ページから11ページにございます３節職員手当等でございますが、特別職及び一般職の期末手当並びに勤勉手当につきましては、条例に基づく額で計上しております。また、一般職のその他の手当でございますが、各手当とも現在支給しております額を基本として、必要額を計上したところでございます。

次に、４節共済費でございますが、これは市町村職員共済組合、地方公務員災害補償基金及び再任用短時間勤務職員分の雇用保険料の公的負担分でございまして、給与総額に負担率を乗じてそれぞれ計上したところでございます。

次に、７節報償費でございますが、職員に対する研修を計画したところでございます。

次に、８節旅費、本年度予算額93万4,000円、前年度予算額103万7,000円、前年度比較10万3,000円の減額でございます。減額の主な要因につきましては、研修旅費におきまして１名分の減によるものでございます。

次に、９節交際費でございますが、前年度と同額でございます。

次に、10節需用費でございますが、本年度予算額224万6,000円、前年度予算額294万2,000円、前年度比較69万6,000円の減額となったところでございます。需用費のうち前年度と大きく変更になったところでございますが、需用費の中ほどの印刷製本費におきまして、本年度予算額43万円、前年度予算額90万円、前年度比較47万円の減額でございます。減額の要因といたしましては、ホームページの改修に伴い、ホームページから例規集を閲覧できるようになるため、例規集の追録部数の減少による印刷費が下がったことによるものでございます。

次に、需用費の下から２番目、修繕料におきまして、本年度予算額33万円、前年度予算額89万円、前年度比較56万円の減額でございます。減額の主な要因でございますが、当組合使用の敷地の桶川市清掃センター入り口付近のフェンスの修繕が完了したこと及び公用車の車検に対します修繕において今年度実施がないことによるものでございます。

次に、11ページから12ページにございます11節役務費でございますが、本年度予算額142万2,000円、前年度予算額143万4,000円、前年度比較１万2,000円の減額でございます。公用車の車検に伴う自賠責保険等で減額をしているところでございます。

続きまして、12ページを御覧いただきたいと存じます。

12節委託料でございますが、本年度予算額563万3,000円、前年度予算額829万2,000円、前年度比較265万9,000円の減額となったところでございます。この主な要因といたしましては、令和元年度新規事業といたしましてホームページの作成等委託320万円を計上しておりましたが、完了しましたことから、ホームページの保守委託分60万4,000円を計上いたしました差額分が減額になったところでございます。

次に、13節使用料及び賃借料でございますが、本年度予算額771万9,000円、前年度予算額744万1,000円、前年度比較27万8,000円の増額になったところでございます。増額の要因といたしましては、予算書、13節使用料及び賃借料の３行目のノートパソコン借上料におきまして、現在使用しておりますノートパソコン７台におきまして、ウインドウズ７のサポートが終了いたしますことから、ノートパソコン７台の借り上げによるものと４行目の電話借上料におきまして、主装置及び受話器の保守が終了いたしますことから、新たにリースをするものでご

ざいます。１行目の土地借上料におきましては、本年度予算額518万円、前年度予算額531万8,000円、前年度比較13万8,000円の減額でございまして、土地の評価額の改定により減額となったものでございます。

次に、17節備品購入費でございますが、科目設定でございます。

次に、12ページから13ページの18節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額1,556万3,000円、前年度予算額658万1,000円、前年度比較898万2,000円の増額でございます。増額の要因といたしましては、市町村総合事務組合負担金におきまして、２名の退職者による職員数の減によりまして前年度比較106万8,000円の減額、２名の退職者に伴います市町村総合事務組合特別負担金1,005万円を新たに計上いたしました結果、増額となったものでございます。

次に、13ページ、26節公課費でございますが、本年度予算額32万7,000円、前年度予算額34万5,000円、前年度比較１万8,000円の減額でございます。１万8,000円の減額につきましては公用車１台の車検がないことにより重量税の支払いが発生しないことによるものでございます。公課費におきましては、主に汚染負荷量賦課金として独立行政法人環境再生保全機構に納付しているものでございます。

続きまして、２目財政管理費でございますが、本年度予算額1,749万円、前年度予算額1,486万円、前年度比較263万円の増額となったところでございます。令和元年度繰越額の２分の１以上の額でございます。積み立てにより令和２年度末の財政調整基金の積立額がおよそ１億7,461万円になる見込みでございます。

次に、１項総務管理費、３目公平委員会費並びに２項監査委員費につきましては、それぞれ前年度と同額で計上させていただきました。

続きまして、14ページ及び15ページを御覧いただきたいと存じます。

３款事業費、１項事業費、１目し尿処理費でございますが、本年度予算額１億5,890万円、前年度予算額１億6,100万円、前年度比較210万円の減額でございまして、率にいたしますと1.3%の減となったところでございます。

初めに、10節需用費でございますが、消耗品費におきましては高分子凝集剤等の薬品などを購入しておりまして、本年度予算額799万1,000円、前年度予算額855万円、前年度比較55万9,000円の減額となったところでございます。主な要因といたしましては、当組合で使用いたします凝集剤及び薬品の使用量の減少によるものでございます。

次に、燃料費でございますが、本年度予算額３万2,000円で、前年度比較１万7,000円の増

額でございます。主にフォークリフトで使用するガソリンを購入するものでございます。

次に、光熱水費でございますが、本年度予算額3,225万2,000円、前年度予算額2,946万円、前年度比較279万2,000円の増額となったところでございます。令和元年度の途中でございますが、令和元年度の使用量147万3,000キロワットアワーを根拠といたしまして、令和２年度の使用量を7,000キロワットアワー減の146万6,000キロワットアワーと見込みましたが、単価が令和元年度は１キロワットアワー20円と見込み、令和２年度におきましては１キロワットアワー22円と見込み、単価の上昇により増額になったところでございます。

次に、修繕料でございますが、本年度予算額6,565万円、前年度予算額6,245万円、前年度比較320万円の増額となったところでございます。

初めに、第２施設保全計画整備でございますが、主な整備といたしまして、シーケンサ等制御機器、放流水自動測定装置、凝集助剤溶解装置等の整備でございます。続きまして、定期整備は、オゾナイザー整備、破砕機整備、コンプレッサー整備、ファン整備及びフォークリフト整備でございます。経年劣化におけます整備は、汚泥ホッパ等搬送装置整備、減速機整備及び放流ピットグレーチング整備でございます。修繕料の最後に記載してありますその他修繕といたしまして、緊急対応のため前年度同額の500万円を計上したところでございます。

次に、14ページから15ページにございます12節委託料でございますが、本年度予算額5,275万7,000円、前年度予算額5,753万7,000円、前年度比較478万円の減額となったところでございます。

委託事業ですが、主に毎年実施しております定期事業でございます。主な事業を御説明させていただきます。

初めに、脱水汚泥等処理委託でございますが、前年度の搬出実績をもとに搬出量を見込みまして、脱水汚泥1,178トン、し渣39トンといたしまして、搬出に要する必要額を計上したものでございます。前年度比較でございますが、汚泥142トン及びし渣８トンの搬出量の減、金額にいたしまして200万7,000円の減額で計画したものでございます。

次に、委託料３行目の精密機能検査等委託でございますが、業務といたしまして２つの事業をまとめて実施するものでございます。１つは、精密機能検査業務でございまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条に基づき３年に１回実施することとなっておりまして、施設の機能を保全するため実施するものでございます。２つ目といたしまして、アセットマネジメントの推進により、個別の公共施設等の今後のあり方を十分検討する上で令和２年度までに個別施設ごとの状況を策定するものでございまして、あわせて実施するものでございま

す。

次に、委託料の最後の放射性物質濃度測定委託でございますが、脱水汚泥の処分及び沈砂の処分をする際、相手先より放射性物質の濃度を測定することとなっておりますことから測定を実施するものでございまして、放射性物質の基準といたしましては、環境省の埋め立て基準値、1キログラム当たり8,000ベクレル以下でございます。

当組合では、令和元年度に測定いたしました脱水汚泥及び沈砂の放射性物質濃度の状況でございますが、脱水汚泥におきましてはヨウ素131、セシウム134、セシウム137それぞれ不検出でございます。沈砂でございますが、し尿、浄化槽汚泥それぞれ測定しておりまして、し尿の沈砂は、ヨウ素131及びセシウム134は不検出、セシウム137は1キログラム当たり11ベクレルでございます。浄化槽汚泥の沈砂におきましては、ヨウ素131及びセシウム134は不検出、セシウム137は1キログラム当たり16ベクレルでございます。脱水汚泥及び沈砂いずれにおきましても埋め立て基準値をはるかに下回っている状況でございます。

次に、15節原材料費でございますが、前年度と同額を計上したところでございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金でございますが、前年度と同額でございます。環境保全協力負担金ということで、沈砂などの処分をお願いしている処分場の所在地の自治体にお支払いいたしまして、地域の環境保全対策等に活用していただいているものでございます。

次に、4款公債費、1項公債費、1目利子でございますが、年度当初の運用資金流用に対する利子分を計上したところでございます。

次に、5款予備費でございますが、本年度予算額23万4,000円で、前年度比較1万2,000円の減額となったところでございます。

なお、16ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上が第4号議案の補足説明でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、第1号議案から第4号議案までの補足説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（星野良行議員）　以上で提出議案に対する当局の説明を終わります。

○議長（星野良行議員）　暫時休憩いたします。一般質問の通告がありますので、再開後、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。その後再び休憩をとりたいと思いますので、提出議案に対する質疑、討論のある方は、その前に事務局まで通告書を提出願います。

（午前１０時４３分）

○議長（星野良行議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時５３分）

△衛生組合事務に対する一般質問

○議長（星野良行議員）　これより日程に従い、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。

11番、北村あやこ議員。

○１１番（北村あやこ議員）　改めまして、おはようございます。

一般質問はこの議会初めてだということを数日前に伺いまして、非常に驚いております。私、議会では８期になりますけれども、今まで衛生議会のことをほとんど知らなかったということを非常に反省いたしまして、一般質問をする決意をいたしましたので、どうぞ皆様御協力をお願いします。

それでは、先例集を見ますと、質問の発言時間は20分以内とし、発言回数は３回以内とする、こう書いてあるので、私が発言する時間が20分だと思っておりました。この文章を見るとそういうふうに思うのですが、実は昨日改めて事務局に確認しましたら、全部で20分、行って帰って20分ということを聞きまして、この先例集の表現と違うというふうに思っております。ぜひここのところは今後課題としてお願いしたいと思いますが、今回は自分の持ち時間を20分として質問時間をつくりましたので、２番のホームページについては削除させていただいて、予算のほうに回したいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、一般質問を行わせていただきます。

まず、組合全体の概要と組合の運営方針、今後の方針について伺いたいと思います。

まず、過去10年間の予算額の推移、し尿処理対応世帯及び処理費用の推移についてグラフと表で御説明をいただけたらと思います。

次に、少し飛ばしまして、基本構想と汚泥処理については予算のほうに回したいと思います。

次の今後の組合運営についてですが、採算性において検討すべき課題が非常に多いと思いますが、管理者、副管理者の考えを伺いたいと思います。

これを１回目の質問とさせていただきます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（星野良行議員）　11番、北村あやこ議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

管理者。

○管理者（小野克典君）　それでは、北村議員の今後の組合運営等につきましてお答え申し上げます。

初めに、衛生組合のし尿処理の状況につきまして申し上げますと、昭和30年代後半からの高度経済成長時代におきましては、急激な人口増加に伴い、第１施設、第２施設を合わせ処理能力は１日当たり250キロリットルを有しておりました。現在は、各市町における公共下水道の整備ですとか、少子高齢社会、人口減少といった状況もございまして、し尿・浄化槽汚泥の処理量は年々減少している状況でございます。このため第２施設のみの稼働となっておりますけれども、第２施設も供用開始から約29年がたちまして、施設設備の老朽化が懸念されておりますことから、今後の施設整備を検討するための基礎資料といたしまして、令和元年度予算でし尿処理施設基本構想の作成を委託したところでございます。また、衛生組合の財源のほとんどが構成市町の一般財源ということもございまして、費用対効果を含めまして効率的な運営が求められているものと考えております。

議員御質問の今後の組合運営は、採算性において検討すべき課題が多いというような御指摘がございました。このことにつきましては、今後、し尿処理施設基本構想を基礎資料といたしまして、限られた財源をどのようにしたら有効に活用できるかなど、引き続き上尾市長の畠山副管理者、伊奈町長の大島副管理者、また議員の皆様の御協力もいただきながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（星野良行議員）　畠山副管理者。

○副管理者（畠山　稔君）　北村あやこ議員さんの一般質問にお答えいたします。

今後の組合運営は採算性において検討すべき課題が多いと思うがということで、副管理者の考えということでございます。

先ほど小野管理者が御答弁申し上げましたとおり、衛生組合の財源の多くは構成市町の負担金でございますので、今後の組合運営につきましても引き続き最大限効率的な運営ができるよう、小野管理者、大島副管理者とともに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（星野良行議員）　大島副管理者。

○副管理者（大島　清君）　北村議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

今後の組合運営は採算性において検討すべき課題が多いと思うが、副管理者の考え方はとのことでございますが、極めて限られた財源の中でどのように使用したらいいのか、ぜひとも議員の皆さん方とも、お知恵を拝借させていただきながら、衛生組合がこれからいかにあるべき

か、議員の皆さん方とともどもしっかりと考えてまいりたいというふうに思っているところであります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員）　事務局長。

○組合事務局長（知久行洋君）　北村あやこ議員さんの一般質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、１番目、過去10年間の予算額の推移でございますが、事前に資料を配布させていただきました上尾、桶川、伊奈衛生組合当初予算額推移（10年間）の資料を御用意いただいて御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出の合計額は同額でございますので、合計額を順に読み上げさせていただきたいと存じます。

初めに、平成22年度は３億5,500万円、平成23年度は３億4,200万円、平成24年度は３億3,000万円、平成25年度は３億650万円、平成26年度は３億510万円、平成27年度は３億340万円、平成28年度は３億2,623万5,000円、平成29年度は４億304万5,000円、平成30年度は２億9,950万円、平成31年度は３億1,148万円の状況でございます。

下段のグラフにおきまして、歳入につきましては、当組合は歳入の大部分は分担金及び負担金でございますが、微減の状況でございます。歳出におきましては、ほぼ横ばいの状況でございます。平成29年度におきまして歳入歳出が突出しておりますことにつきましては、管理棟改修工事を実施したことによる影響でございます。

続きまして、２番目といたしまして、し尿・浄化槽汚泥の処理量、処理世帯及び処理費用の推移についてでございますが、事前に資料を配布させていただきました資料の浄化槽汚泥の処理量、処理世帯及び処理費用の推移（10年間）の資料を御用意いただいて御覧いただきたいと存じます。

平成22年度は、処理量３万3,235トン、処理世帯３万8,460世帯、処理費用２億1,922万3,000円、平成23年度は、処理量３万4,185トン、処理世帯３万8,472世帯、し尿処理費１億7,349万7,000円、平成24年度は、処理量３万2,424トン、処理世帯３万7,372世帯、し尿処理費１億7,658万6,000円、平成25年度は、処理量３万1,691トン、処理世帯３万6,509世帯、し尿処理費１億5,218万8,000円、平成26年度は、処理量３万2,557トン、処理世帯３万5,112世帯、し尿処理費１億5,984万8,000円、平成27年度は、処理量３万129トン、処理世帯３万3,315世帯、し尿処理費１億2,084万7,000円、平成28年度は、処理量２万9,796トン、処理世

帯３万2,698世帯、し尿処理費１億5,919万3,000円、平成29年度は、処理量２万9,130トン、処理世帯３万1,722世帯、し尿処理費１億3,257万2,000円、平成30年度は、処理量２万7,798トン、処理世帯３万1,341世帯、し尿処理費１億5,234万2,000円、令和元年度は、処理量２万1,123トン、処理世帯３万915世帯、し尿処理費8,062万1,000円の状況でございます。

令和元年度の処理量は、12月31日現在で、各年度の処理世帯はその年の１月１日現在の世帯数でございます。し尿処理費は各年度の決算額でございまして、令和元年度のし尿処理費につきましては12月31日現在高でございます。

下段のグラフを御覧いただきたいと存じます。

このグラフにおきまして、し尿・浄化槽汚泥の処理量及び処理世帯数は減少傾向でございます。し尿処理費につきましては、多少上がったり下がったりしておりますが、近年では約１億5,000万円程度で推移しているところでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員）　一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○１１番（北村あやこ議員）　あと７分残っているようですので、再質問をさせていただきます。

ただいま正副管理者からは、この組合の運営に関して問題意識をお持ちであるということはとりあえずわかりました。例えば議員報酬を含めますと、３回として、１回の議会が７万円から８万円くらいになる、議員報酬はおよそ40万円近いですから、その中でこれを一生懸命報酬に見合うような働きをしなければいけないとつい真面目に考えてしまいまして、やはりこの組合を今後どうしていくかというのは私たち議会にとっても大きな課題だと思っております。

そこで伺いたいのですけれども、かつて公共下水道に一緒にできないかというお話があったと思うんですけれども、そういう提案をされた議員にも私はかつて聞いたことがあります。そのような検討はされたことがあるのかどうか。そしてその中身についてどのようにお考えなのかということを伺いたいと思います。

また、それぞれの自治体の負担金によって賄っているという実態からしますと、ある意味では組合は負担金をいただければそれで運営できる。今年は幾ら使うから、これを負担してくださいと言えば、組合自体はそのまま運営できるわけですけれども、各自治体はそれによって負担金がそれぞれ変わってくるというので、たとえ３億の予算ですけれども、全体の予算からすればそれほど大した金額ではないというふうにお考えの方もいるかもしれませんが、やはり今

の時代、非常に厳しい財政運営になっているわけですから、ここをどう改革していくかというのは非常に重要だと思っております。

そこで、もう一つ伺いたいのは、今第１施設はそのままになっているということですが、その第１施設の活用はどのようにしているのか、現状についても伺いたいと思います。

以上で２回目の質問を終わります。

○議長（星野良行議員）　暫時休憩いたします。

（午前１１時０８分）

○議長（星野良行議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１３分）

○議長（星野良行議員）　11番、北村あやこ議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。

事務局長。

○組合事務局長（知久行洋君）　公共下水道の検討につきましては、構成団体それぞれ流域下水道が違いますので、下水道への放流は難しい状況でございます。

各構成市町の負担金につきましては、経費削減に努めながら、構成市町の負担金の縮減に努めてまいりたいと考えております。

第１施設の状況でございますが、汚泥の搬入量が減少しておりますことから、第１施設を使用しておらない状況でございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員）　11番、北村あやこ議員。

○１１番（北村あやこ議員）　まず、公共下水道はそれぞれの流域下水道が違うから難しいというお話でしたが、それはこの組合を前提としての話だと思うんです。ただ、一部事務組合というのは改編が結構ここのところ進んでおりますし、もしそれぞれの流域下水道に委託するということが可能ならば、これは計算をしてどちらが得なのか、それを検討してみる必要があるのではないでしょうか。その御検討をいただけないでしょうか、伺います。

それから、第１施設は、私はもう稼働してないというのは、先ほどの管理者の言葉で聞いてわかっているわけですから、その第１施設について、今はどういう状況になっていますか。例えば錆ていてどうにもならないのか、また、ほかに活用ができるのかとか、そういうような考

えというか、管理上の問題等も含めてどうなっているのか伺いましたので、再答弁をお願いします。

以上です。

○議長（星野良行議員）　暫時休憩します。

（午前１１時１６分）

○議長（星野良行議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時２１分）

○議長（星野良行議員）　11番、北村あやこ議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。

事務局長。

○組合事務局長（知久行洋君）　ただいまの質問につきまして御答弁させていただきたいと思います。

課題の整理、コストの整理などにつきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

第１施設につきましては、平成14年から休止をしておりますので、平成14年以降何も使用しておりません。今後そのまま使用しないという状況でありますので、このままの状況にしておきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（星野良行議員）　以上で、11番、北村あやこ議員の一般質問を終わります。

○議長（星野良行議員）　暫時休憩します。休憩中、提出議案に対する質疑、討論のある方は事務局まで通告書を提出願います。

（午前１１時２３分）

○議長（星野良行議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　零時０５分）

△提出議案に対する質疑、討論、採決

○議長（星野良行議員）　これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

４番、平田通子議員。

○４番（平田通子議員）　４番、平田通子でございます。

第１号議案　上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例と第３号議案　補正予算（第２回）について、関連しております議案ですが、このことについて質疑いたします。

この改定によって、議長、副議長、議員、そして管理者、副管理者それぞれの増額される金額と総額を伺います。

もう一つ、２つ目の質疑は、第４号議案　令和２年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算について伺います。

分担金及び負担金がそれぞれの市町から示されていますけれども、それぞれの市町ごとの処理人口とパーセント、どのくらいの方がこの組合の事業にかかわっている人口なのか伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（星野良行議員）　４番、平田通子議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

事務局長。

○組合事務局長（知久行洋君）　４番、平田議員さんの質問に順次お答えさせていただきたいと思います。

１番目といたしまして、人事院勧告に対します議長、副議長、議員、管理者、副管理者のそれぞれの影響額でございますが、議長におきましては1,584円、副議長におきましては1,392円、議員さんにおきましては1,320円、議会議員の合計といたしましては１万6,176円でございます。正副管理者におきます影響額でございますが、管理者におきましては1,800円、副管理者におきましては1,584円となりまして、合計で4,968円でございます。

続きまして、２番目の処理人口の関係でございますが、処理人口につきましては、令和２年１月１日現在、上尾市におきましては組合に搬入される人口でございますが、３万8,928人、17.02％、桶川市が１万8,237人、24.2％、伊奈町が１万2,904人、28.78％の状況でございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員）　一通り終わりました。

○４番（平田通子議員）　ありがとうございました。

○議長（星野良行議員）　以上で、４番、平田通子議員の質疑を終わります。

続いて、５番、坂本敏治議員。

○５番（坂本敏治議員）　５番、坂本敏治でございます。よろしくお願いいたします。

私は、第４号議案　令和２年度の一般会計予算案につきまして、１点だけお伺いしたいと思います。

冒頭の事業説明の中で、管理者のほうから施設建設後29年たっているというお話をいただきました。本当に市民の生活に密着した組合の管理する施設でございます。この間の中で機器の故障等で稼働が一時的でも停止された事例はあるのでございましょうか。また、もしあった場合には停止期間がどのくらいだったか、お知らせいただきたい。修繕料との関係でございます。

また、こうした施設が老朽化等によって稼働できないという事態になったときに生活上の支障が非常に出るというふうに考えております。そうした場合の対応策、あるいはマニュアル、そういうものがどのように整備されておられるのでしょうか、その点についてお伺いしたいと思います。

以上であります。

○議長（星野良行議員）　５番、坂本敏治議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君）　５番、坂本敏治議員さんの質問に回答させていただきます。

施設が建設後29年を経過しているとの説明から、事故等に至った場合はありますかとの御質問ですが、今のところございません。組合施設が稼働停止になった場合、住民の方々の生活に支障を来すこととなりますので、そのような事態を回避するため、修繕料において予防保全を行っているからでございます。

２点目に、万が一施設の故障等で稼働できない場合の対応はどのようになっていますかとの御質問ですが、埼玉県内の環境行政を行っている団体で構成されております埼玉県清掃行政研究協議会、そういったところに私どもも加盟しております。そこの中で県内のし尿処理施設において不慮の事故等があった場合、緊急で相互間の協力を担うということの協定を結び運営をしているところです。現在のところ、このような流れで私どもからお願いをしたといった経緯はございません。

以上でございます。

○議長（星野良行議員）　一通り終わりました。

５番、坂本敏治議員。

○５番（坂本敏治議員）　ありがとうございました。

予防保全ということで、大変慎重に管理していただいているのがよくわかりました。

２番目に御答弁いただいた県内の環境行政関係でほかのところとの相互協定、これが結ばれているということで一層安心したわけですけれども、この相互協定の中で、緊急事態の場合、例えば一番近場のところにお願いするというか、何か取り決めみたいなのがあるのか、その概略だけでも教えていただいたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（星野良行議員）　５番、坂本敏治議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

稲垣次長。

○組合事務局次長（稲垣達也君）　坂本敏治議員さんの御質問に御回答いたします。

不測の事態における調整でございますが、埼玉県のほうで調整をして、搬入先等を受け入れていただくといったことになります。毎年、年度当初に施設規模等、見込み量、そのような中から受け入れ可能量を試算しているとのお話を聞いているところでございます。

以上でございます。

○５番（坂本敏治議員）　ありがとうございました。

○議長（星野良行議員）　以上で、５番、坂本敏治議員の質疑を終わります。

続いて、９番、仲又清美議員。

○９番（仲又清美議員）　９番、仲又清美です。

第４号議案、歳出についてお尋ねをさせていただきます。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の３節職員手当等の中の時間外勤務手当25万円について伺います。

前年度の予算と同様というような御説明がございました。組合の残業等の現況をお尋ねいたします。また、国がうたっております働き方改革で組合のほうで何か工夫をしていることがあるかどうか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（星野良行議員）　９番、仲又清美議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

事務局長。

○組合事務局長（知久行洋君）　９番、仲又議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

残業等の時間でございますが、例年10時間以内で対応しているところでございます。

働き方改革につきましての工夫の状況でございますが、働き方改革で有給休暇の消化率を年

15日とするような働きかけをしております。

○議長（星野良行議員）　一通り終わりました。

以上で、９番、仲又清美議員の質疑を終了いたします。

続いて、11番、北村あやこ議員。

○１１番（北村あやこ議員）　11番、北村あやこです。

まず、第１号議案についての質疑をいたします。

これまで人事院勧告があるたびに報酬の改定をしてきたのかどうか。桶川市はそうではない時期もありましたけれども、その辺の過去の経緯というのを教えていただきたいと思います。

次に、第４号議案です。まずは基本構想についてですが、基本構想の仕様書だと３月が納品になっているわけですけれども、ほぼほぼ完成しているのではないか。大体委託内容というのは協議をしながら作成をしていくわけですけれども、この基本構想をもとに新年度に予算対応しているものは何なのでしょうか、教えてください。

次に、自販機の設置料のことですが、これの設置者、収益については相当もうかっているというのであれば、やはり入札にするとかということもあるのですが、その辺について教えていただきたいと思います。

次に、財政調整基金ですが、過去３年間の推移と令和２年度末には幾らの予定なのか、教えていただきたいと思います。

それから、次にホームページの作成委託です。一般質問から回したものですが、現在のホームページ、見て驚くのは、ただ１面があって、右側に３つ項目があって、それをクリックしても数行しか出てこないという、非常に恐るべきホームページですけれども、これはいつから固定化されているものなのか、教えていただきたいと思います。

それから、本年度に320万円の予算、そして新年度予算で60万円の保守委託ですか、それがされているわけですけれども、320万円、ホームページの作成については非常に高いというふうに感じているのですが、委託した事業者、あるいは入札結果、契約形態について伺いたいと思います。

それとこのホームページですけれども、まずは年度当初から委託をしているわけですから、できているものから次から次へと公開していかないと非常におくれた組織になっているなと思います。速やかに公開できるものから着手すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、新年度から載せる予定の項目を挙げていただきたいと思います。

以上です。

○議長（星野良行議員）　11番、北村あやこ議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

事務局長。

○組合事務局長（知久行洋君）　北村議員さんの御質問、１号議案につきましてお答えしたいと思います。

これまでの人事院勧告につきましては実施ごとに対応しております。過去の経緯でございますが、平成30年２月、平成31年３月に改定をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員）　副局長。

○組合副局長（折原和彦君）　北村議員さんの２つ目の基本構想につきましてお答えさせていただきます。

基本構想につきましては、当該施設が約29年たっているということで老朽化が激しいというようなことがございますことから、施設の現状、課題、また今後の方向性等について業務の委託をしているところでございまして、今後、こちらの基本構想の報告書をもとにしまして、構成市町の中で十分検討してまいりたいと考えております。そのため令和２年度にすぐに何の事業を行うということは現在のところございませんことから、予算計上はしてございません。

以上でございます。

○議長（星野良行議員）　大野次長。

○組合事務局次長（大野　優君）　それでは、北村議員さんの３番目からの御質問についてお答えさせていただきます。

初めに、自販機についてでございますが、設置者でございますが、株式会社ジャパンビバレッジでございます。収益につきましては、報告はいただいておりません。

続きまして、財政調整基金の３年間の推移でございますが、平成29年度は１億2,273万1,822円、平成30年度は１億4,223万6,822円、令和元年度は１億5,709万6,822円、令和２年度は１億7,461万円ほどを見込んでいるところでございます。

次に、ホームページについてでございます。

１点目の現在のホームページはいつから固定化されているかということでございますが、現在ウェブ上に公開されている組合ホームページにつきましては、平成21年１月から公開されております。

次に、２点目のホームページ作成委託の予算320万円についてでございますが、ホームページ作成等委託320万円の予算の内訳でございます。１点目はホームページの作成委託50万円、

２点目はホームページに掲載する例規集の電子化作成代として180万円、３点目は令和元年度において改正される例規の更新費用90万円でございます。

次に、１点目のホームページ作成委託は地方自治法施行令第167条の２第１項第１号の別表５に定められた額として、株式会社アサヒコミュニケーションズと随意契約してございます。金額は47万5,200円でございます。消費税込みでございます。

次に、２点目、３点目の例規集のデータ化委託におきましては、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定によりまして、株式会社ぎょうせいが例規集の印刷事務を請け負っていることから、随意契約としたものでございます。金額は、２点目は167万4,000円（消費税込み）、３点目はデータ更新、１件当たり２万2,000円、及びＣＤ－ＲＯＭ作成１枚当たり１万1,000円（消費税込み）でございます。

次に、３点目の速やかに公開できるものに着手すべきではということでございますが、衛生組合のホームページを実施しましたことに伴い、組合の情報を積極的に公開してまいりたいと考えております。まずは組合の予算書、決算書の掲載を検討しているところでございます。

次に、４点目の新年度から載せる予定の項目についてでございますが、更新後のホームページの掲載予定の項目につきましては大きな分類といたしまして４項目ございます。１つ目の項目といたしまして、主に組合の概要や沿革、電子化された例規集を閲覧できる組合案内について、２つ目の項目といたしまして、衛生議会における過去の議決結果や会議録のデータを閲覧できる衛生議会について、３つ目の項目といたしまして、主に当組合のし尿処理施設を紹介している施設案内について、そして４つ目の項目といたしまして、入札参加資格登録における各種の組織等のデータがダウンロードできる入札指名参加となっております。その他職員採用情報や関連団体のリンク等を盛り込んだ構成となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員）　一通り終わりました。

11番、北村あやこ議員。

○１１番（北村あやこ議員）　御答弁ありがとうございます。

まず伺いたいのは基本構想ですけれども、基本構想の仕様書をいただいているのですが、今後の経済的かつ合理的な施設運営及び施設整備における参考資料を得るために実施するということで、精密機能検査の結果を有効に生かし、今後の施設整備に関する事項を検討整理し、老朽化及び機能低下した施設の整備等を選定するための基礎資料を得るというふうになっていて、今年委託をしたわけですけれども、予算はひとつ委託したら、その次の年は何をするかという

のが本来的には計画的に盛らなければならないというふうに思っています。それを庁内で検討するからお金はかからないという、今後の実施計画のようなものになると思うんですけれども、お金はかからないから、何も計上していないという、そういうことではなくて、ぜひこれは、今後のこの組合の方向性を左右する非常に重要な問題だと思っております。これについて、構成の市町で検討するという話になっていましたが、例えば検討委員会というのは第三者や学識経験者を入れてきちんとした形で、今後どうすべきかというのをかなり高度な知識などを持って検討すべきだと思います。中だけでやっているのでは、日本全国がどういう状況なのか、あるいはこれから先どうすべきなのかということも含めて、有識者や学識経験者を入れた検討会として、きちんと予算化をして検討し、我々に提示していただくようにしていただきたいと思うんですけれども、その辺はいかがなのでしょうか、伺いたいと思います。

次に、ホームページについてですけれども、随意契約で全部やられているということですが、では随意契約の際に見積もりをとられているのでしょうか。そのときに何社とられているか、その結果について教えていただきたいと思います。

とりわけ例規集については、株式会社ぎょうせいに頼んでいるから、ついでに頼んだという話には、地方自治法第２条第14項の最少経費で最大の効果、これを考えるには少し慎重な対応が必要だと思いますので、その点について教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（星野良行議員）　11番、北村あやこ議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

折原副局長。

○組合副局長（折原和彦君）　北村議員さんの再質問につきましてお答えさせていただきます。

基本構想につきましては、議員さんおっしゃるとおり、今後の衛生組合のあり方等も含めまして将来にわたって考えていかなければならない大切な事項と考えているところでございます。

今回基本構想ができ上がってきまして、まずは構成市町の中で分析をさせていただき、必要とあれば、北村議員さんおっしゃるような検討委員会の設置が必要かどうかにつきましても十分検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（星野良行議員）　大野次長。

○組合事務局次長（大野　優君）　先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

ホームページの見積もりについてですが、１社のみから見積もりをいただいております。入札の指名参加願いのほうで該当する業者が１社しかございませんでしたので、そこから見積も

りをいただいたということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（星野良行議員）　11番、北村あやこ議員。

○１１番（北村あやこ議員）　３回目の質問をさせていただきます。

今のホームページの話ですけれども、入札参加をされた会社がどこもないから、１社で入札という、それはまずホームページの問題もありますけれども、10年間ずっと固定化された非常にお粗末なホームページでやっていたということもあって、例えばそういう場合には構成市町で入札参加資格を持っているところから選ぶとか、そうしないと、これは地方自治法の随意契約の条件には該当しないので非常にここは問題だと思います。そこはきちんと、今後ですよね、こういうような委託事業については知っている人に頼むとか、そういうこともありがちですけれども、やはり地方自治法の趣旨にのっとって、法を守ってやっていただきたいと思います。ここは、すみません、指導責任をお願いしたいと思うので、管理者にお答えいただきたいと思います。とにかくあのホームページが10年もこの状態というのは今どき信じられないことです。

次は、先ほどの基本構想の話で、外部の有識者を交えた検討委員会みたいなものをつくったらいかがですかということに関して、設置が必要かどうかを検討したいというふうにおっしゃいました。ところが、私は一般質問で正副管理者に伺ったときに、皆さんはいろいろと悩んだり、それなりの問題意識を持っていらっしゃるということであるならば、やはり設置は必要だというふうに思うんです。そこについて、管理者、代表して、設置がぜひ必要なので外部の有識者会議みたいなものを設置していただきたい。先ほど財政調整基金もだんだんふえているようなので、補正予算で十分対処できると思います。そこをぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

これで３回目の質問を終わります。

○議長（星野良行議員）　11番、北村あやこ議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。

管理者。

○管理者（小野克典君）　それでは、北村議員の再々質疑にお答え申し上げます。

まず、基本構想の件についてですけれども、有識者における、そうしたものを含めた検討委員会の設置につきましては、先ほども副局長のほうからも御答弁させていただきましたように、基本構想が上がってきた時点で、まずは構成市町のほうでいろいろと分析をさせていただいて、必要があれば、そうした有識者も含めた検討委員会みたいなものを設置することもあろうかと

思いますけれども、まずはその辺の必要性についても、検討するに当たってまずは構成市町でその辺を分析させていただきたいと思っております。

また、あとホームページの関係でございますけれども、御指摘いただきましたように、ホームページは、内容の充実が若干必要かなというふうにも思っておりますので、その点につきましては内容の充実を図る視点からも、また、あと入札の見積もり等の件に関しましても、構成市町で参加登録をしている業者等もあろうかと思いますので、その辺も含めて今後のあり方について内部で検討してみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（星野良行議員）　以上で、11番、北村あやこ議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員）　質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

ただいま討論の通告がありますので、発言を許します。

４番、平田通子議員。

○４番（平田通子議員）　４番、平田通子でございます。

第１号議案　上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例と、第３号議案　令和元年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第２回）については関連する条例ですので、一括して反対の立場で討論します。

昨年10月、安倍政権は消費税を10％に増税し、国民の負担を大きくしました。17日に発表された2019年10月から12月期までの国内総生産（ＧＤＰ）は6.3％減と大幅な落ち込みとなっています。家計と日本経済を直撃しています。

衛生組合の予算の歳入の主な部分を占める負担金は市民、町民の税金です。先ほどから限られた財源であり、有効に運用するというお話もありました。人事院勧告に従ってという理由での増額は市民、町民の理解を得られるものではないと考え、この２つの議案に反対いたします。

○議長（星野良行議員）　以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員）　討論はないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

初めに、第１号議案　上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（星野良行議員）　起立多数であります。

したがって、第１号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第２号議案　上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員）　起立全員であります。

したがって、第２号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第３号議案　令和元年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第２回）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（星野良行議員）　起立多数であります。

したがって、第３号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第４号議案　令和２年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（星野良行議員）　起立全員であります。

したがって、第４号議案は原案のとおり可決されました。

△議員派遣の件

○議長（星野良行議員）　この際、地方自治法第100条及び会議規則第163条の規定により、議員派遣の件を議題とします。

先進地行政視察のため、令和２年７月２日から７月３日まで、宮城県登米市に、砂川和也議員、武藤倫雄議員、平田通子議員、坂本敏治議員、井上茂議員、加藤ただし議員、渡辺綱一議員、仲又清美議員、五味雅美議員、北村あやこ議員、道下文男議員、並びに私の12名を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星野良行議員）　異議なしと認め、このように決定いたしました。

△管理者の挨拶

○議長（星野良行議員）　以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

この際、挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

〔管理者　小野克典君　登壇〕

○管理者（小野克典君）　令和２年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会２月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、御提案申し上げました令和２年度の当初予算を初めとした議案につきまして、議員の皆様におかれましては熱心に御審議を賜り、いずれも原案どおり御議決をいただき、誠にありがとうございました。

御議決をいただきました予算の執行に当たりましては、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、各市町の３月定例議会を間近に控えておりますので、議員の皆様におかれましてはくれぐれも健康に御留意いただきまして、御健勝にて御活躍されますことを心からお祈り申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（星野良行議員）　以上をもちまして、令和２年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会２月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり大変御苦労さまでございました。

午後　零時４４分　　閉　会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議　長　星　野　良　行

議　員　平　田　通　子

議　員　仲　又　清　美

参　　考　　資　　料

議案審議結果一覧表

（管理者提出のもの）

議　案　審　議　結　果　一　覧　表

管理者提出のもの（４件）

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
1	上尾、桶川、伊奈衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例	2 2．19	2 2．19	原案可決
2	上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2 2．19	2 2．19	原案可決
3	令和元年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第２回）	2 2．19	2 2．19	原案可決
4	令和２年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算	2 2．19	2 2．19	原案可決